

資料編



1 策定経過

年月日	項目	内容
平成 29 年 8 月 10 日	平成 29 年度 第 1 回 船橋市自殺対策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度 船橋市の自殺対策事業について 今後の自殺対策事業の推進について 地域レベルの実践的な取組について
平成 30 年 7 月 23 日	平成 30 年度 第 1 回 船橋市自殺対策 庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策の理念と県計画の概要について これまでの船橋市の自殺対策事業について 自殺対策計画の策定について
平成 30 年 8 月 1 日	平成 30 年度 第 1 回 船橋市自殺対策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度 船橋市の自殺対策事業について 船橋市自殺対策計画の策定について
平成 30 年 8 月 23 日	平成 30 年度 第 1 回 船橋市自殺対策 庁内連絡会議作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 基本施策について 重点施策について
平成 30 年 10 月 5 日	平成 30 年度 第 2 回 船橋市自殺対策 庁内連絡会議作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 事業の棚卸しについて 関連団体の活動等について 骨子案の内容について
平成 30 年 10 月 23 日	平成 30 年度 第 3 回 船橋市自殺対策 庁内連絡会議作業部会	<ul style="list-style-type: none"> SOS 教育について
平成 30 年 11 月 9 日	平成 30 年度 第 2 回 船橋市自殺対策 庁内連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策計画（案）について
平成 30 年 11 月 14 日	平成 30 年度 第 2 回 船橋市自殺対策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策計画（案）について
平成 30 年 12 月～ 平成 31 年 1 月	パブリックコメント	
平成 31 年 2 月 4 日	平成 30 年度 第 3 回 船橋市自殺対策連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策計画（案）について 来年度の自殺対策取り組みについて

2 船橋市自殺対策連絡会議設置要綱

（設置）

第1条 本市における自殺対策を総合的に推進し、自殺の防止を図るため、船橋市自殺対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事務を行う。

- （1）自殺の実態把握に関すること。
- （2）関係団体の活動情報交換と相互連携に関すること
- （3）自殺対策の啓発、広報等に関すること。
- （4）自殺対策計画の策定および推進評価に関すること。
- （5）その他、自殺対策の総合的な推進に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）保健医療関係者
- （3）自殺対策に関わる活動団体の代表
- （4）産業労働関係者
- （5）福祉関係者
- （6）警察関係者
- （7）鉄道事業者
- （8）市職員

（任期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 連絡会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

- 2 連絡会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の庶務は、健康福祉局健康・高齢部健康政策課において処理する。

(公務災害補償)

第8条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

3 船橋市自殺対策連絡会議委員名簿

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

No	区分	氏名（敬称略）	所属団体・役職
1	学識経験者	清水 栄司	千葉大学医学部認知行動生理学教授
2		山本 功	淑徳大学コミュニティ政策学部教授
3	保健医療関係者	宇田川 雅彦	一般社団法人船橋市医師会 船橋市立医療センター精神科部長
4		木村 憲	一般社団法人船橋薬剤師会副会長
5	自殺対策に関わる 活動団体の代表	藤田 幸子	社会福祉法人千葉いのちの電話事務局長 （平成 30 年 11 月 13 日まで）
		齋藤 浩一	社会福祉法人千葉いのちの電話事務局次長 （平成 30 年 11 月 14 日から）
6		本多 誠	千葉県行政書士会葛南支部長
7	産業労働関係者	菊地 恵実子	一般社団法人日本産業カウンセラー協会 東関東支部事業推進副部長 （平成 31 年 1 月 6 日まで）
		小川 正治	一般社団法人日本産業カウンセラー協会 東関東支部事務局長 （平成 31 年 1 月 7 日から）
8		大西 智子	船橋商工会議所副会頭
9		中村 芳明	船橋公共職業安定所長
10	福祉関係者	高橋 忠雄	船橋市民生児童委員協議会理事
11	警察関係者	蛭川 正浩	船橋警察署生活安全課長
12		奥田 明宏	船橋東警察署生活安全課長
13	鉄道事業者	石橋 裕男	東日本旅客鉄道株式会社船橋駅長
14	市職員	伊藤 誠二	健康福祉局長
15		野々下 次郎	健康・高齢部長
16		筒井 勝	保健所長
17		小出 正明	保健所理事
18		杉森 裕子	福祉サービス部長
19		丹野 誠	子育て支援部長
20		原口 正人	経済部長
21		高橋 聡	消防局長
22		筒井 道広	教育委員会学校教育部長

4 船橋市自殺対策庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、船橋市自殺対策庁内連絡会(以下「庁内会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策の推進評価に関すること。
- (3) その他自殺対策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、健康福祉局長とし、副会長は健康・高齢部長とする。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、庁内会議の事務を総理し、庁内会議の議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、庁内会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庁内作業部会の設置)

第6条 庁内会議は具体的な取組みを検討するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員が推薦する者と会長が指名した者をもって組織する。
- 3 作業部会は、自殺対策推進に関する資料等の収集を行うとともに、本市の自殺対策施策について検討する。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、健康政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

資料編



附 則

この要綱は、平成 22 年 11 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

5 船橋市自殺対策庁内連絡会議委員名簿

No	職名
1	健康福祉局長
2	健康・高齢部長
3	健康政策課長
4	地域包括ケア推進課長
5	包括支援課長
6	保健所次長
7	保健総務課長
8	地域保健課長
9	地域福祉課長
10	障害福祉課長
11	生活支援課長
12	児童家庭課長
13	家庭福祉課長
14	市民の声を聞く課長
15	債権管理課長
16	男女共同参画センター所長
17	商工振興課長
18	消費生活センター長
19	消防局救急課長
20	医療センター総務課長
21	指導課長
22	青少年センター長

船橋市自殺対策計画

「誰も自殺に追い込まれることのない 生きる道をつなぐ船橋市」

【発行年月】 平成31（2019）年3月

【編集・発行】 船橋市 健康福祉局 健康・高齢部 健康政策課

〒273-8501 千葉県船橋市湊町 2-10-25

TEL 047-436-2413

FAX 047-436-2409

E-mail sukoyaka@city.funabashi.lg.jp

